

令和6年12月6日

令和6年第12回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年12月6日 15時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	6番 小川 栄太郎
7番 上尾 家隆	8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩
11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親	13番 林 聖文
14番 藤村 浩司	15番 刀裨明 薫	16番 森川 稔己
18番 梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

10番 黒崎 友美 17番 清弘 進

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

次 長 後 詳子	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午後3時、委員総数16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

1番 小林 増次 2番 片山 剛

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明について

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和6年第12回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員総数18名のうち16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、1番小林増次委員と2番片山剛委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では早速、議案に移ります。「議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1 番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田及び畑。現況、畑。

面積は1,816㎡他1筆、合計3,398㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明させていただきます。

譲渡人は相続で取得いたしました。農業を行っておらず高齢になったため譲渡を考えておりました。

譲受人は親戚の農業を手伝ったりして農業に興味を持っておりました。今回、譲渡人からの依頼で購入することになりました。新規就農で近所に住んでおられる母や兄に教えてもらい、作業は娘さんも手伝って行うとのこと。

11月25日、事務局と一緒に現地確認を行いました。

■番地は道路に面した農地で、藤生駅の西側直線距離で230mの位置になります。登記は田んぼですが、埋め立てされて畑地になっておりました。一部は果樹が植えられていましたが、防草シートで丁寧に覆われ耕作上は全く問題ないと思います。当面、自家用の露地栽培を行う予定だそうです。

■番地は、灘支所から西側約直線距離で620mに位置します。車道より300mくらい離れた高台に位置します。現在柿、栗、梅が植えられておりました。果樹園として維持管理とのこと。

私の私見でございますが、現在植えられている果樹は殆ど古い品種で収益が認められないと思います。手はかからないですが、一番荒廃地につながる品種の代表かと思えます。柿、栗、桃という物は、排水も良好で例えば温州みかんの適地に思えます。多少でも収益があれば生産意欲にもつながると思います。広い農地だけに有効利用を期待いたします。また、確認時は草刈りが行ってありましたが、萱で覆われており何回も刈るんじゃないかというふうに思いました。

その他、調査項目に従って確認いたしました。特に問題になる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は622㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明いたします。申請地は川下出張所から南西に約500mに位置する農地です。

譲渡人は、5年前から譲受人が園長を勤めている保育園で園児の教育に役立ててもらいたいと思い、耕作してもらっていましたが、今後も続けてもらいたいため贈与することになったということです。

譲受人は申請地の隣接地が保育園で、現在の食育などに役立てるため今後も耕作を続けていきたいと思い、譲渡人からの申出を受けることにしたそうです。

1月22日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地には大根やさつまいもなど季節の野菜が耕作されておりました。他、調査項目全て問題はなく、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は102㎡他1筆、合計416㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。申請地は錦川清流線、北河内駅から北へ約800mに位置する農地です。

譲渡人は対象土地を相続したものの県外に居住しており管理が難しく、

かねてより土地を手放すそうと考えていたとのこと。2年前から当該土地を譲受人らに賃貸し、耕作してもらっていたので買い取りの提案をしたところ承諾してもらえたとのこと。

譲受人は2名ですが、2年前から当該土地を借り受け、共同して野菜の耕作をしていたところ譲渡人から買い取りの提案があったので、これを受けすることにしたとのこと。

11月26日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。野菜類が栽培されておりましたが今後もこれまで通り、同様の作付けを行うということです。近隣農地への影響もなく、3条許可は適当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は390㎡他1筆、合計1,092㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。申請地は周東総合センター日向より北東へ1.42kmの所に位置しております。

譲渡人は相続により取得したが、労働力が不足しており、耕作は困難と申うことです。

譲受人は自宅からも近く、農業経営を拡大するということです。現在約20アールの耕作をしており、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈機を所有しております。

11月22日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、畑及び田。現況、畑。

面積は267㎡他1筆、合計1,412㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしてあります。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より西南西へ 825 mのところに位置しております。

譲渡人は遠方に居住しているために耕作ができないということです。

譲受人は定年退職を機に帰郷し、弟の指導を受けながら、水稻および自家用野菜を栽培するということです。

11月22日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は1,847㎡他1筆、合計2,655㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしてあります。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南へ約1.3kmに位置します。

譲渡人は県外に居住しており、長期間不作付けとしていたのですが、この先も高齢で管理が難しく、譲渡したいと思っていたところ、譲受人が自宅近くの申請地を譲渡したいとの話を聞き、譲り受け、規模拡大を図り、水稻耕作したいと申し出て、この度話がまとまったものです。

11月19日、支所担当者と調査項目に従い調査をいたしました。不作付け地が耕作されるということもあり、3条許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番錦地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田及び畑。

面積は1,050㎡他7筆、合計3,831㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第18番

申請地は岩国市役所深津出張所から北東へ約2.7kmの位置にあります。

申請理由は、譲渡人は相続により申請地を所有いたしました。遠方に居住し耕作できないため、申請地近くに居住する譲受人に可能な限り無償で引き取ってもらい、耕作をお願いしたく本申請に至ったものです。

譲受人はこの地域の中心的農業者で、水稻を中心にわさびや山菜を栽培されています。申請地を譲り受けた後は、同じく山菜、わさび、柿、水稻を植栽し、経営規模を拡大したいということです。またこの地区は棚田を活用した都市住民との交流も盛んで、景観も維持され、譲受人はこの取り組みのリーダー的存在でもあります。

11月25日に錦支所事務局担当と申請地および譲受人の耕作権を有する農地について確認いたしました。3条許可要件は満たされており、許可相当と思います。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事務局

8番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は593㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

追加説明します。申請地は美和総合支所より南に約730mの田で、譲受人は譲渡人の父より10年前、利用権設定で土地を借り水稻を耕作しましたが、利用権設定の終期に伴い、譲渡人から父の土地を相続したいと、申請地は自分が耕作できないので、贈与でもらってくれないかという話をうけたそうです。

今まで耕作させていただいていることを思い、その他社会通念上の事情も考え贈与ではなく売買でということも譲受人が自ら申し上げて、今回の申請に至ったと聞いております。

申請地は11月18日、事務局と共に調査項目に照らし合わせ現地調査を行いました。いずれの項目も問題となることはなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。
次に、9番を事務局より議案説明してください。

事務局

9番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに畑及び田。

面積は566㎡他1筆、合計1,421㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしてあります。では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は美和総合支所から北東に約640mの田で、譲渡人は相続で譲り受けたもので、大阪府の遠方に住んでおり管理できないため処分したいと思いました。

経緯については10月の総会議案の代理人となりました、サポートドア行政書士法人の調査により地元を引き受けていただく譲受人を紹介いただき、贈与による申請となりました。

申請地は整備を実地した土地であり、岩国市美和土地改良区内の農地で同理事長の宛に組合員資格を所得と通知書の提出も確認してあります。

現地調査は11月18日に事務局と共に調査項目に照らし合わせ行い、いずれの項目も問題となるような事はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は373㎡です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場、進入路の設置及び庭としての使用です。

農地区分は、祖生出張所から300m以内に位置する第3種農地。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第6番

説明をいたします。申請地は祖生出張所より西へ約50mの所にある、申請者の宅地周りにある土地になります。

申請者は現在1人暮らしで、高齢でもあるので娘家族と同居を予定しておりますが、現住所では手狭で老朽化もしており、リフォームをして申請地を駐車場あるいは進入路、庭として利用したいとのことです。

申請者の父が母屋を建築した際に地続きの土地であったのですが、形状的にも田としての利用が困難ということだったのでしょう。以後、庭や進入路として利用していたとの事です。

11月24日に事務局と現地調査を行いました。無断転用ということで、始末書も提出していただきました。他の農地への影響がありませんので、許可もやむを得ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は101㎡です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は露天駐車場および合併浄化槽の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東へ約1.9kmの市道渋前23号線沿いに位置する農地で、農地区分と判断となる一団の農地面積は7.4haです。

申請人は市外にしばらく在住していましたが、家族とともに母の住んでいた思い出が詰まった実家に帰ろうと思い、その際に自身の家族や来客が停める駐車場がないため、今回の申請に至ったということです。

申請地の選定にあたっては、所有地の代替性がないことを示す書類も添付されています。申請地は花やその他野菜などを耕作していましたが、一部合併処理浄化槽が違反転用により設置されています。亡き申請人の母が生前住んでいたところに、トイレの改装を行った際に設置したものであります。この度、露天駐車場3台分の設置とともに始末書を添付し、合併処理浄化槽を含めた追認の許可を得るものです。

現地は11月7日に事務局員と共に調査項目と照らし合わせ行ったところ、いずれの項目も問題となる点は無く、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は923㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電施設の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは説明をいたします。この申請地は総合センター敷より東に約313mの所にあります。

譲渡人は申請地を長年耕作してなく、後継者や担い手もいなく、維持管理が困難となっております。将来の維持管理についても心配していたところ、譲受人から太陽光設置の話がありそれに応じられ、有効的な土地利用方法ではないかと申し出に応じられました。

譲受人は申請地に再生可能エネルギーである太陽光発電の整備を設置し、申請地を有効な農地の利用を図るため、譲渡人と協議をされ、申請地が適当と判断され契約に至りました。なお、転用行為は開発行為および建築行為でない旨の届けも出しておられて、もし万一問題が発生した場合には、自己の責任において対応することです。河川保全区域内の行為のため河川法第55号の規定に基づき許可申請、提出書類が出しておられ不備はありません。

11月29日に現地に事務局職員と調査に行っており、5条許可は相当だと思います。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,187㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害

防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いいたします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南へ約 1.6 km に位置します。

譲渡人は後継者や担い手もなく維持管理が困難となるため、譲受人から譲渡を持ちかけられ、それに応じるものです。

譲受人が毎月のように総会に議案提出があり、また先ほどの議案 40-1 で許可されたと同じ大阪の法人であります。太陽光発電事業を営む法人であります。

11月19日、支所担当者と調査項目に従い調査しました。雨水等は自然浸透となっております。近隣居住者の隣接し、所有者に対する事業概要を説明済みとの事業計画書もあり許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番周東地区

権利の種類は令和8年6月30日までに原状回復する、賃借権の設定です。

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は2,312㎡のうち756.38㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、山陽新幹線単柱橋脚耐震補強工事に伴う進入路、機材・資材置場等の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では担当の林委員、追加説明をお願いいたします。

第 1 3 番

申請地は周東総合支所より西へ4.57kmの場所になります。今はございましたように新幹線単柱橋脚耐震補強工事に伴う進入路及び資材置場等の設置の申請になります。

11月28日、支所担当者と調査に入りました。工事は2026年度6月30日までに原状回復を行う一時転用になります。5条申請に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、農用地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、「議案第41号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田、宅地及び畑。現況、田及び畑。

面積は256㎡他12筆、合計9,624.75㎡です。

申請人は記載のとおり。相続人は、被相続人と同居していた子で、農業従事の実績もあります。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは追加説明をいたします。申請人は父親の死亡相続の案件です。相続人は同居の長女です。耕作農地は9624.75㎡、約1haです。ほとんどが市街化区域内の農地で今後も農業を引き続き行うため、今回の申請に至りました。

相続人は母の介護のため約10年前から夫婦で実家に同居し、ずっと父の農作業を手伝ってこられました。父は熱心に農業従事する傍らJAの役員など地域農業の手助けをされてこられました。それを引き継いで耕作し、現在もJA青果市場に出荷されておられます。対象農地は中洋小学校区全てにまたがり、黒磯地区から保津地区まで12筆です。

1月25日、事務局と一緒に全て現地確認を行いました。いずれの農地も荒廃化することなく適正に管理されておりました。広い面積で無理があるかと思いましたが、主人と息子が休日には手伝っておられ、また主人の定年も近いということでサポート体制は取れているようです。家族で話し合われて20年かかる制度の適用を決断されたようです。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける適格者であると認められると思います。

なお、現地でお会いした時にお話しを聞いた限りにおきましては、耕作が大変我流な印象を受けました。広い農地ですから、栽培作物の選択、またJAや県農林事務所等のサポートを得て農業技術の取得に努められることが必要だと思われました。以上、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。

面積は 133 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は共同住宅用駐車場の設置です。農地区分は市街化区域です。

以上1件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は 369 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は駐車場の設置です。

農地区分は市街化区域です。

以上1件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は 319 m²のうち 194.41 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は農業用倉庫の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

他3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は 593 m²です。届出人は記載のとおり。

理由は合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第5号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番錦地区

報告年月日は令和6年11月8日。法人の住所、名称は記載のとおり。

事業年度は4月1日から3月31日。法人形態は農事組合法人です。

事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。

議 長	<p>他1件、合計2件の提出がありました。</p> <p>報告第6号現況証明につきましてはご覧ください。 以上で農地法関係の報告事項を終わります。 その他伝達事項はありますか。</p>
事 務 局	<p>事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募・推薦について概要説明
議 長	<p>委員の皆さんからその他ございませんか。ないようですので、これで総会を終了したいと思います。</p> <p>次回定例総会は、1月16日の木曜日、午前10時から岩国市民文化会館の第一研修室を予定しております。繰り返します、次回の総会は1月16日の木曜日の午前10時からこの第一研修室を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上で終わります。</p>

次回総会について

令和7年1月16日 木曜日 午前10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後4時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅門 仁樹

署名委員 小林 増次

署名委員 片山 剛